

東山斎場火葬炉排ガス測定分析業務委託 仕様書

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 4 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩してはならない。

1. 1. 5 (委託場所)

岡山市東山斎場 岡山市中区門田本町二丁目 4 番 1 号

1. 1. 6 (委託期間)

契約締結の日から 令和 8 年 2 月 27 日まで

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、東山斎場の運転管理等に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (試料採取用電力等)

試料採取に必要な電力、水等は、原則として市が支給するが、使用に際しては事前に監督員に申し出、監督員の指示により使用すること。

1. 2. 5 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 概要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、岡山市東山斎場の火葬炉稼働時に大気等の公害防止に係る基準を満足していることの確認を目的とし、排ガスに含まれるダイオキシン類等の実態を把握するため、測定分析を行うものである。

2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、試料採取及び測定分析にあたっては、人員、機器等全て受託者の手配によるものとする。

(1) 試料採取日時等

監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い実施すること。排ガス測定については、火葬炉全 16 炉の火葬スケジュール（友引（六曜の一つ）の日を除く）によるため、数日に分けた試料採取を実施可能とする。

なお、排ガスの試料採取前又は試料採取中に火葬停止等の不測の事態が発生した場合、改めて別の日時に試料採取を実施すること。この場合の試料採取日時については、監督員と協議して決定するものとする。

(2) 測定対象炉

火葬炉 16 炉うち 3 炉が対象（人体炉 3 炉【普通炉 2 炉、大型炉 1 炉】）

※測定する炉については、監督員と協議することとする。

(3) 測定分析項目、調査地点、調査時期・頻度

表 1 のとおりとする。

(4) 試料採取場所等

試料採取は次の場所とする。なお、試料採取の際は、十分な飛散防止措置を講じること。

・排気筒出口（各火葬炉）・・・図 1 参照

火葬棟の除塵機械室上段の排ガス測定口（床上約 2.5 m）

◆排気筒形状：φ 800 mm、測定口 2 箇所

◆測定口大きさ等：100 A（2 箇所）

(5) 基準値、測定分析方法

表 2 のとおりとする。

(6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成 22 年 7 月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準ずること。

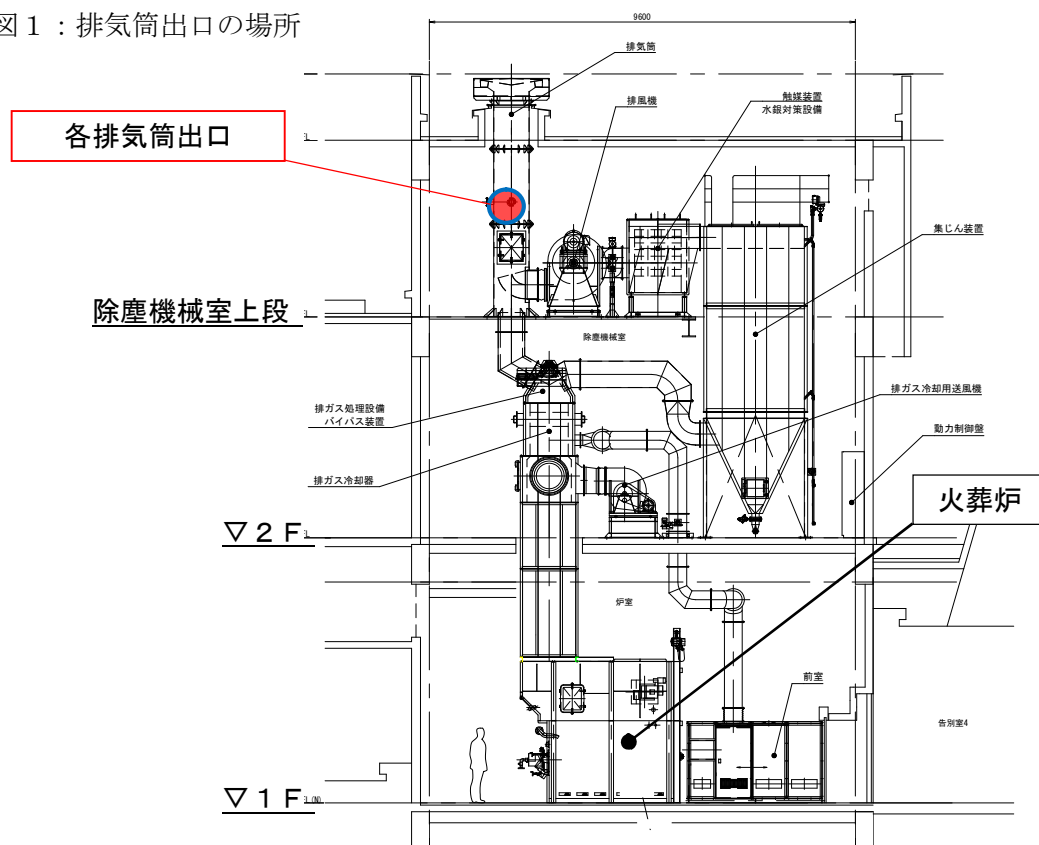
表1 測定分析項目、調査地点、調査時期・頻度

	測定分析項目	調査地点	調査時期・頻度
排ガス測定	ダイオキシン類	各排気筒出口の3地点	火葬炉稼働中
	ばいじん	各排気筒出口の3地点	
	硫黄酸化物	各排気筒出口の3地点	
	窒素酸化物	各排気筒出口の3地点	
	塩化水素	各排気筒出口の3地点	
	全水銀（ガス状水銀＋粒子状水銀）	各排気筒出口の3地点	

表2 基準値、測定分析方法

測定分析項目	基準値	測定分析方法
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年総理府令第67号) ・JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
ばいじん	0.01g/m ³ N	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) ・JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法
硫黄酸化物	30ppm	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) ・JIS K 0103 排ガス中の硫黄酸化物分析方法
窒素酸化物	250ppm	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) ・JIS K 0104 排ガス中の窒素酸化物分析方法
塩化水素	50ppm	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) ・JIS K 0107 排ガス中の塩化水素分析方法
全水銀	50 μg/m ³ N	大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) ●全水銀 (ガス状水銀の濃度及び粒子状水銀の濃度の合計) ・排出ガス中の水銀測定法 (H28年環境省告示 94 号) ○ガス状水銀 ・JIS K 0222 排ガス中の水銀分析方法 ○粒子状水銀 ・JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法

図 1：排気筒出口の場所



2. 1. 3 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は契約に関する書類に加え次のとおりとし書類の大きさは、すべてA4判にて提出すること。

(1) 着手前に提出する書類

① 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不適当と認めた場合は改めて選任すること。

② 工程表 (委託作業表)

③ 委託業務着手届

④ 特定計量証明事業認定証の写し

⑤ 業務作業計画書 (概要、実施方針、業務工程など)

(2) 完了時に提出する書類

① 写真帳

- ・各試料採取場所における採取状況並びに各分析項目における分析状況を撮影すること。

- ・撮影に際しては委託用塗版にて表示すること。

② 報告書

- ・濃度計量証明書

- ・分析結果報告書 (環境計量士の記名・押印が必要)

- ・測定結果一覧表（様式は監督員と協議）
- ・測定結果（様式は監督員と協議）
- ・試料採取方法及び測定分析方法
- ・試料採取地点位置図

③ 委託業務完了通知書

(3) その他監督員の指示したもの

2. 1. 4 （注意事項）

次のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。
- (3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする
- (4) 排ガス試料採取はスケジュールが定められた東山斎場運営の中で行われる。
測定当日の機材の搬出入や測定開始・終了等の作業については、監督員、東山斎場職員、火葬炉運転を行う富士建設工業㈱と十分に調整すること。
また、採取日における初回のものを採取することとする。
- (5) 異常燃焼が起きた場合、測定は中止すること。
- (6) 試料採取は令和7年11月、12月の間に行うこと。